

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万 5,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社は、平成 15 年 12 月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26 年 8 月 18 日に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の標準賞与額は年金給付に反映しない記録になっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 15 年 12 月 10 日から 16 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 26 年 8 月 18 日に年金事務所に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる賞与額から、43 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 70 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A社は、平成 16 年 6 月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26 年 8 月 18 日に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の標準賞与額は年金給付に反映しない記録になっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 16 年 5 月 29 日から 17 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 26 年 8 月 18 日に年金事務所に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる賞与額から、70 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 3,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社は、平成 15 年 12 月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26 年 8 月 18 日に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の標準賞与額は年金給付に反映しない記録になっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 15 年 8 月 25 日から 16 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 26 年 8 月 18 日に年金事務所に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる賞与額から、36 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成 18 年7月7日の標準賞与額に係る記録を48万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有している賞与明細票により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、A社の社会保険手続を行っているB社が健康保険組合の記録と同じ平成 18 年7月7日に賞与を支給した旨供述していることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細票から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、48万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は26万6,000円、17年6月30日は28万3,000円、同年12月16日は26万円、18年6月28日は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該期間に係る賞与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書及び預金通帳により、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記明細書により、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は26万6,000円、17年6月

30日は28万3,000円、同年12月16日は26万円、18年6月28日は28万3,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は1万6,000円、16年8月25日は2万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、平成20年当時にA社が作成した15年7月分半期インセンティブ（賞与）に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び③の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①及び③の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月*日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間②における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない

また、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料によると、申立人が申立期間②に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実について認められない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人が、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実は認められない。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録によると、平成16年1月13日であることが確認できるため、申立人に改めて聴取したところ、入社してすぐに賞与が支給されたことはなかったように思うと回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 25 日及び 16 年 2 月 25 日は 1 万 2,000 円、同年 8 月 25 日は 3 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、3 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②に賞与が支給され、2回とも同じような金額であったと思うと回答していることを踏まえ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料等より推認できる社会保険料額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日
年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された申立人の賞与に係る資料には、申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額が記載されている上、当該社会保険料額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立該期間の標準賞与額については、上記申立人の賞与に係る資料において確認できる社会保険料控除額を基に算出した賞与額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は3万6,000円、16年2月25日及び同年8月25日は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与資料において確認できる賞与額及び社会保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A社の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」について検証を行ったところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に試算した同年分の社会保険料額に、申立期間③の社会保険料額を含めて試算した同年分の社会保険料額を上回っており、その差額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額におおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の検証結果等を基に推認できる社会保険料額から、6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①について、賞与資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されているところ、当該合計金額から申立期間③の社会保険料額及び申立期間②で推認できる社会保険料額を差し引いて得られた金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与資料等を基に推認できる社会保険料額から、3万6,000円とすることが妥当である。

- 4 なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は1万3,000円、16年8月25日は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与資料において確認できる賞与額及び社会保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間③の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年

分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」について検証したところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に試算した同年分の社会保険料額に、申立期間③の社会保険料額を含めて試算した同年分の社会保険料額を上回っているものの、その差額は極めて少額であり、申立期間②の賞与に係る社会保険料額とは考え難く、賞与資料からも申立人が当該期間に係る賞与の支給を受け、保険料が控除された事実について認められない。

また、A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間②における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間①について、賞与資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されているところ、申立期間②の検証結果から、当該合計金額は、申立期間①及び③の賞与に係る社会保険料額と推認される。

また、当該合計金額から申立期間③に係る社会保険料額を差し引いて得られた金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額におおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与資料等を基に推認できる保険料額から、1 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ3万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の元代表清算人から提出された申立人の賞与に係る資料には、申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②に賞与が支給され、その賞与額は2回とも同じような金額であったと思うと回答していることを踏まえ、上記社会保険料額の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料等より推認できる社会保険料額から、3万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 22 日は 12 万 9,000 円、16 年 7 月 20 日は 7 万 8,000 円、同年 12 月 21 日は 11 万 4,000 円、17 年 12 月 16 日は 13 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 7 月 20 日
③ 平成 16 年 12 月 21 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年度冬季賞与並びに 16 年度夏季及び冬季賞与並びに 17 年度冬季賞与の各資料（原本）により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 12 月 22 日は 12 万 9,000 円、16 年 7 月 20 日は 7 万 8,000 円、同年 12 月 21 日は 11 万 4,000 円、17 年 12 月 16 日は 13 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 16 日は 107 万円、18 年 12 月 21 日は 115 万 1,000 円、19 年 12 月 21 日は 111 万 5,000 円、20 年 12 月 22 日は 121 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日
② 平成 18 年 12 月 21 日
③ 平成 19 年 12 月 21 日
④ 平成 20 年 12 月 22 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準賞与額は、オンライン記録によると、平成 23 年 8 月 25 日付で、17 年 12 月 16 日は 107 万円、18 年 12 月 21 日及び 19 年 12 月 21 日は 119 万円、20 年 12 月 22 日は 125 万円と記録されているが、当該記録は、A社が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を行っていなかったとして、所轄年金事務所に当該届出を行ったことにより記録されたものであり、当該賞与に係る厚生年金保険料は、時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の

計算の基礎とならない記録とされている。

一方、申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月16日は107万円、18年12月21日は115万1,000円、19年12月21日は111万5,000円、20年12月22日は121万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
A 事業所（現在は、B 事業所）で C 職として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された申立人に係る人事記録及び出勤簿により、申立人が申立期間に A 事業所において C 職として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 事業所は、「申立人の C 職としての勤務形態及び勤務時間を勘案すると申立期間は社会保険の加入基準を満たしていたと考えられるが、申立人に係る基準給与簿等は保管期間経過により確認できず、資格取得の届出及び保険料控除については不明である。申立人の資格取得の届出を行わず、保険料を控除したとは考えられない。」と回答している。

また、申立期間において事務部門に所属していた職員の一人は、「C 職全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったと思う。」と述べている。

さらに、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の職員に照会し、氏名が挙がった C 職の中には、当該被保険者名簿に厚生年金保険の加入記録の無い者が申立人以外にも複数いたことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿では、申立期間において、健康保険証の整理番号に欠番は見当たらないほか、オンライン記録によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間に国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 26 日から同年 10 月 14 日まで
A 県教育委員会から B 市立 C 小学校に臨時的任用され、教諭として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県 B 市立 C 小学校が保管する申立人の履歴書及び同県教育局 D 事務所発行の申立人に係る在職証明書により、申立人は、申立期間において、同県 B 市公立学校教員に臨時的に任用され、同県同市立 C 小学校に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、勤務先事業所を管轄する A 県教育局 E 事務所（現在は、A 県教育局 D 事務所）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 58 年 7 月 1 日からであり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和 61 年 3 月 24 日付けの A 県教育委員会教育長の通知において、任用期間が 2 か月超 6 か月未満の臨時的任用教職員については、同年 4 月 1 日から健康保険及び厚生年金保険を適用させることになった旨記載されていることが確認できる上、同県教育局事務担当者は、県内の学校等の臨時的任用教職員について、同年 3 月 31 日以前に厚生年金保険に加入させることはないため、保険料の控除も行っていない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更生会社であるB社は、平成18年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更生会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25865 (事案 1534、21866、24829 及び 25610 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 26 日から同年 6 月 10 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、同社は申立期間には適用事業所になっていない等の理由により、記録訂正を行う必要が無い旨の回答があった。

その後、新たな情報として、申立期間①において通院し健康保険証を使用したことを証言してくれる友人を思い出したことから、再度申し立てたところ、当時使用した健康保険証を確認することはできず、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないため記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

3回目の申立てにおいて、新たな資料として、「国民年金保険料納付記録の照会について (回答)」を提出したが、当該資料からは申立期間①及び②の保険料控除を確認することができず、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないため記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

4回目の申立てにおいて、新たな情報として、姉の電話番号を提供したが、通院した時期、使用した健康保険証及びA社における社会保険手続について確認できず、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないため記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

今回、新たな資料や情報は無いものの、今までの通知に納得がいかないため、再度調査し、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 38 年 7 月 1 日から 46 年 3 月 26 日までであり、申立期間①及び②は適用事業所となっていないこと、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっ

ており、事業主から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、iii) 同社において 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入した従業員は、自分は申立期間①に国民年金に加入していたと供述しており、46 年 3 月 26 日に被保険者資格を喪失した従業員は、同月から厚生年金保険料が控除されていなかったと供述していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、申立期間①においてA社の健康保険証を使用し病院で受診したことを証明できる友人を思い出したので、調査してほしいと再度申立てを行っている。しかし、当該友人は、申立期間①に申立人が病院で受診したことは記憶しているものの、申立人が使用した健康保険証については記憶していないため、当該友人から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできない上、申立人が申立期間①及び②に受診したと供述している 3 か所の病院に再度照会を行ったが、いずれの病院も申立期間当時のカルテ等を保存していないと回答しているため、病院から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき平成 23 年 11 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 回目の申立てについて、申立人は、新たな資料として、「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」を提出し、A社に勤務し、保険料を納めていたと主張するとともに申立期間①及び②において同社の健康保険証を使用し病院で受診したことを証明できる友人に再度照会してほしいとしている。しかし、新たな資料として提出された「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」により、申立期間①は国民年金の被保険者期間ではあるが保険料は納付されておらず、申立期間②は国民年金への加入及び保険料納付が確認できないとされているものの、当該資料からは申立期間①及び②にA社の事業主から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できないこと、また、申立人が名前を挙げた友人に再度照会したところ、当該友人は、申立期間①に申立人が病院で受診したことは記憶しているが、申立人が使用した健康保険証については記憶していないため、当該友人から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできないことから、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき平成 26 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4 回目の申立てについて、申立人は、新たな情報として、自身の姉の電話番号を提供し、再度調査してほしいとしている。しかしながら、申立人の姉は、申立人が病院に行ったことは記憶しているものの、その受診時期を記憶しておらず、申立人が使用した健康保険証についても不明である上、A社における社会保険手続についても不明である旨供述しており、申立人の主張は、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき平成 26 年 10 月 8 日付けで年金記

録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、今までの通知に納得がいかないので、再度調査してほしい旨主張している。

しかしながら、申立人の主張は、申立期間①及び②に係る年金記録の訂正につながる新たな事情とは認められず、そのほか、年金記録確認B地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
A社に平成 21 年 2 月に入社し、同年 7 月に昇給したにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及びA社から提出された申立期間に係る賃金台帳により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から41年6月1日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後各5ページに記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年6月1日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する者6人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む4人に支給記録が確認でき、当該4人のうち3人が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうちの1人は、「私は、B支社人事課で仕事をしていた。出産準備のため会社を退職する際に脱退手当金の説明を受けた。脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた。」旨の回答をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求をした可能性が高いと考えられる。

また、上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年9月20日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。